

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL(096)214-7101
FAX(096)214-7102

ヒントヒント

型の習得 俳人の黛まどかさんが日本経済新聞のコラムに書いています。鎌倉時代から続く小笠原流の弓馬術では、準備運動はしないという。日常生活が既に準備運動なのです。戦国武将たちは陣触れが出たら、常に即対応することが求められた。そのためには日頃の立居振舞の中で行動規範を身に付けておく必要がある。その方法が武術、茶道、芸能などに共通する「型」の反復練習です。日本の伝統文化が「型」を身体に覚え込ませるのは、行動規範を身に付け、「想定外」への対応力を高めるため。「型」は束縛ではなく、むしろ一度体得すれば、自由に応用できる。企業活動においても、常に想定外が生じます。「型」を大切にしたい。

税務ミニガイド

国税庁によりますと、国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和3年度税制改正によって、スマホアプリ納付を令和4年1月4日から可能とする制度が創設されましたが、システム等の構築事業者が決定せず、スマホアプリ納付の導入時期は、令和4年12月に延期されることになりました。



ヒントヒント



所得税の確定申告

□所得税の確定申告

まもなく所得税の確定申告が始まりますが、給与所得者（サラリーマン）が確定申告しなければならない場合、確定申告をすることができる場合について確認することにしましょう。

□確定申告しなければならない場合

給与所得者が確定申告しなければならぬのは、次のような人です。

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
(年末調整の対象になりませんので、確定申告が必要です)
- ②給与を1か所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、給与所得、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人

□確定申告することができる人

確定申告（還付申告）することによって、源泉徴収税額の還付を受けることができる人は、次のような人です。

- ①年の中途で退職して年末調整を受けなかつた人で、その後その年中に他の所得がないことなどによって、給与の源泉徴収税額が過大となっている人
- ②災害、盗難又は横領によって住宅や家財について損害を受けた場合や災害関連支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、雑損控除を受けようとする人
- ③支払った医療費の金額が、10万円（所得金額の合計額が200万円未満の場合はその5%相当額）を超えるため、医療費控除を受けようとする人
- ④国や特定公益増進法人等に対して支払った寄

話のタネ

○人間国宝には定員があります。現在、人間国宝がいるのは、歌舞伎、能楽、文楽、落語、講談、尺八、地唄、長唄、京舞、陶芸、染織、友禅、漆芸、茶の湯釜などで定員は116名となっています。人間国宝の年金は200万円、この特別助成金予算は2億3,200万円です。ですから空きがなければ認定はされません。因みに文化功労者の年金は350万円です。



附金、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）などがあり寄附金控除を受けようとする人
(ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、確定申告する必要はありません)

- ⑤住宅の取得等をしたため、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けようとする人（住宅借入金等特別控除の適用1年目は、年末調整で適用を受けることはできません）

□退職手当等の支給を受けた人

退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、適正な源泉徴収が行われ、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得等の他の所得から所得控除が控除しきれなかつた場合には、確定申告をすることによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

また、退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかつた場合には、支払額の20.42%が源泉徴収されていますので、一般的には確定申告をすることによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

平均給与2年連続で減少

国税庁公表の「令和2年分民間給与実態統計調査結果」によると、1年を通じて勤務した給与所得者数は前年より10万人少ない5,245万人でした。平均給与は433万円で前年より3万3千円少なく、2年連続で減少しました。

1.男女別給与・賞与

男女別給与は、男性の給与が532万円で前年より7万5千円の減少となり、女性の給与は293万円で前年より2万9千円減少となりました。

1年を通して勤務した給与所得者の平均賞与は、前年より5万6千円少ない65万円でした。これは、新型コロナウイルスの影響が大部分を占めており特に宿泊業や飲食業を中心とし、リーマンショック後以来の大幅な減少となっています。男女別賞与では、男性の賞与が83万円、女性の賞与が39万円でした。

ナマの税務相談室

Q

最近報道が多い居眠り運転や高齢者運転等、車に関連する事故並びにそれに纏わる税務事案は枚挙に暇がないと思います。

A

本日はその不幸な事件に関係した事案についてご教示賜りたく参りました。

Q

高齢者事故で自ら事故死もありますが他人を事故死に追いやる事件は全く悲惨ですね。

本日は夫甲が運転し妻乙が同乗していた車が居眠りしていた対向車と正面衝突され、運転していた甲が先に死亡し2時間後に乙が死亡した事件です。

過失割合は相手方が100%です。被相続人甲の法定相続人は妻乙のほかに長男丙、長女丁の3人です。

相手方の自動車任意保険の「対人賠償保険の慰謝料」が相続人に支払われるそうです。相続人間で遺産分割に関する争いは全くありません。

死亡事故に絡む 損害賠償金等

仮に非課税の規定の適用があるとしてその取得した慰謝料は相続財産として被相続人の課税財産に含まれるのでしょうか。

A

心身に損害を受けた者自身が当該心身に加えられた損害につき支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金は所得税法第9条により非課税所得とされております。

しかし、心身に損害を受けた者が死亡しその死亡した者の相続人が当該死亡した者に係る損害賠償請求権を相続により取得して当該死亡した者に係る損害賠償金の支払いを受けた場合には当該損害賠償請求権の価額は本来の相続財産に該当し当該死亡した者に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されます。

ただし、民法711条の規定に基づいた当該相続人達が受けた慰謝料は前記非課税所得に該当しその金額は先述の相続税の課税価格には算入されませんのでご留意ください。

ナマの税務相談室

バフェット・ルール が日本ではじまるか

かつて、アメリカの投資家ウォーレン・バフェット氏が、彼自身の連邦所得税は693万8744ドルで税率17.4%、「私のオフィスに勤める20人の社員の平均(36%)よりも低い」、こんな富裕層優遇税制は是正されるべき、と述べたと報道されたことがありました。これを受けた、年収100万ドル超の富裕層に増税する、バフェット・ルール課税案が米議会に提出されましたが、未だに日の目を見ていません。

日本の税制調査会資料によると、申告所得者の統計データでは、100億円のところで、15.9億円(15.9%)が平均的税負担とされています。実効税率15.9%は課税所得900万円未満のレベルでの税負担

です。その上、何億円の所得があっても、源泉分離課税の投資金融関連所得は申告不要に出来るので、申告所得税の統計資料には、全体像は示されていません。

岸田文雄首相は、自民党総裁選で、中間層復活・金融所得課税見直し・「1億円の壁打破」と、バフェット・ルール的な公約を掲げ、最近は、自民税調も同じ方向での方針を示しました。地球温暖化やTAXハイブン対策、G A F A 税逃れ問題と同じく、担税力に逆進的な不公平税制も、先進各国共通の解決すべき喫緊の課題です。その中でも、日本の金融所得分離税率は最も低いので、率先して取り組み、るべき税制の形を世

界に示すべきです。

消費税は高い比例税率、投融資所得は低い比例税率、法人税も低率化を国際的に競う比例税率、となってしまっている税体系の現状は、格差固定化と格差促進の原因の一つになっている、と言えるかもしれません。二元的所得税は、株式TAXハイブン税制です。もう終わりにすべきです。高所得分離課税の低税率比例課税と申告不要制度とを止め、累進税率に取り込む方法を真剣に考えるべき時になっています。

一億円の壁とは、累進税制によって、所得の増加に応じて税負担率が上昇するが、一億円のところで、税負担率低下に転じることを指しています。それは、その所得レベル超の人々の所得構成が投資金融所得中心になるからです。ここから、勤労所得重課現象も見て取れます。

4日立春、19日雨水。
雪こそし、たかし
「紅梅の紅をうるほす

時間が365日では割り切れない、閏年で調整しても端数が出ます。今年の節分は3日(去年は2日)です。所得税の確定申告、贈与税の申告も始まります。



苦しいという言葉だけは
どんなことがあつても
言わないでおこうじゃないか。

(幕末の志士
高杉晋作)

2月の税務メモ

(国 稅)

- 贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)
- 1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)
- 12月決算法人の確定申告
- 6月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|------------------|--|
| 10日 | ○1月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 16日より | |
| 28日
(地方条例による) | ○12月決算法人の確定申告
○6月決算法人の中間(予定)申告
○固定資産税、都市計画税の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。